

死刑に関する条文

●刑法

- 第 1 1 条 死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。
- 2 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。

●刑事訴訟法

- 第 4 7 5 条 死刑の執行は、法務大臣の命令による。
- 2 前項の命令は、判決確定の日から 6 箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。
- 第 4 7 6 条 法務大臣が死刑の執行を命じたときは、5 日以内にその執行をしなければならない。
- 第 4 7 7 条 死刑は、検察官、検察事務官及び刑事施設の長又はその代理者の立会いの上、これを執行しなければならない。
- 2 検察官又は刑事施設の長の許可を受けた者でなければ、刑場に入ることはできない。
- 第 4 7 9 条 死刑の言渡しを受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。
- 2 死刑の言渡しを受けた女子が懐胎しているときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。
- (3 項, 4 項 略)